

◆ 定期健康診断の助成申請はお済みですか？

年1回、事業所が従業員に対して行うことが義務付けられている定期健康診断の助成を行っています。

1会員 2,000円

- ◆ 申請方法 窓口、郵送、共済会ホームページ「申請システム 事業所ログイン」
- ◆ 必要書類 ①定期健康診断助成金請求書
②病院発行の領収書（受診者名（フルネーム）・受診日・金額・健康診断の記載があること）
- ◆ 支給方法 **事業所名義の口座**に振込
- ◆ 申請期間 **2025年4月～2026年3月受診分の請求は2026年3月31日（火）受付分まで期日までに申請ができない場合は、必ず期日前にご相談ください。**
事前相談がない場合、助成金の支払いはできません。
- ◆ 注意事項
 - ・1人の受診料金2,000円以上が対象です。オプションのみの受診は対象外です。
 - ・申請は事業所単位でまとめて年度内1回のみ請求できます。
 - 定期健康診断助成金請求書は、事業所印の押印と振込先口座の記入もれがないようお気を付けください。



◆ 給付申請、忘れていませんか？

請求は事由が発生してから、1年以内です！

会員の結婚・出産等の祝金、お子さんの就学祝金（小・中学生）、会員が病気や怪我で入院された場合の見舞金、会員や家族が亡くなられた場合に弔慰金が支給されます。

- ◆ 申請方法 窓口、郵送、共済会ホームページ「申請システム 会員ログイン」
- ◆ 必要書類 ①給付金請求書・給付内容
②事由を証明できる書類（コピー可）
- ◆ 支給方法 **会員名義の口座**に振込（会員死亡の場合は、請求者名義の口座）
- ◆ 申請期間 **事由発生から1年以内**
例）2025年4月に入学された就学祝金の申請は2026年3月31日（火）受付分まで
- ◆ 申請資格 会員となってから2ヶ月を経過した後に発生した事由が対象
- ◆ 注意事項
 - ・戸籍謄本等は事由発生日以降に取得したものに限りです。
 - ・事由発生日以降に退会した場合、請求は事由発生から6か月以内です。



◆ “宿泊施設利用補助金”は宿泊後、3か月以内にご請求ください

1会員1泊 2,000円 × 2泊（年度内4,000円が上限、会員でない同伴家族分を含む）

- ◆ 申請方法 窓口、郵送、共済会ホームページ「申請システム 会員ログイン」
- ◆ 必要書類 ①宿泊施設利用補助金請求者
②領収書（宿泊した会員全員分のフルネーム、宿泊日数、人数、料金を記載したもの）
宿泊会員数が多数で領収書に記載できない場合は宿泊証明書をご利用ください。
- ◆ 支給方法 窓口又は会員名義の口座に振込（振込手数料を差引いた金額を振込）
- ◆ 申請期間 施設利用後、3ヵ月以内（宿泊応当日前日）
- ◆ 申請資格 会員となってから2ヶ月を経過した後に発生した事由が対象
- ◆ 対象施設 国内・海外問わずどここの宿泊施設でも対象
宿泊を伴う旅行会社などのツアー・パッケージ商品等も対象
- ◆ 対象外 四季の郷 薬師温泉やまびこ荘、ダイヤモンドソサエティ、交通機関のみの利用
- ◆ 注意事項
 - ・補助金の対象は、1人1泊6,000円以上の場合に限りです。
 - ・会員が2名以上で利用の場合、領収書のあて名を連名にするか、宿泊施設の押印がある名簿または宿泊証明書を添付してください。
 - ・宿泊証明書は会員が否かに関わらず全員分の宿泊者名を記入し、施設に持参し証明してもらってください。施設印のない宿泊証明書は無効となります。
 - 領収書に不足事項がある場合は、予約票や行程表などの追加書類が必要となります。



詳しくは共済会ホームページ又はガイドブックをご覧ください。

※「給付金請求書・給付内容」「定期健康診断助成金請求書」「宿泊施設利用補助金請求書」はホームページ「各種届出用紙」からダウンロードできます。又はガイドブックの巻末にあります。



▲HP